

よこはまマンション・団地サポーター制度 実施要綱

制 定 令和4年4月1日（建住再第538号 局長決裁）

改 正 令和8年3月31日（建住再第947号 局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、再生活動に取り組むマンション・団地と、再生活動への支援意向を持つ企業、大学、NPO等とのマッチングを行うことにより、横浜市内のマンション・団地における再生の取組を支援することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各項に定めるもののほか、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。）の例による。

（1）再生活動

管理組合や所有者等が行う次の事項に関する活動をいう。

ア 建物や住環境等の将来検討や整備に関すること

イ コミュニティ形成や当該マンション・団地に関する課題解決・魅力向上につながる取組に関すること

ウ その他再生に関する活動で市長が認める事項

（2）よこはまマンション・団地サポーター（以下「サポーター」という。）

再生活動への支援意向を持つ企業、大学、NPO等で、別に定める「よこはまマンション・団地サポーターの登録等に関する要領」に基づき登録された者

（支援の対象）

第3条 サポーターによる支援対象とするマンション・団地は所在地が横浜市内であるものとする。

2 本制度による支援の申請者は次のいずれかに該当するものとする。

（1）分譲マンション・団地の管理組合

（2）賃貸マンション・団地の所有者

（3）（1）または（2）から申請について承認を得た概ね5名以上の活動組織

（4）その他再生活動に取り組む組織で市長が認めるもの

3 申請者が前項第1号の場合、申請までに「横浜市マンション登録制度要綱」に基づく登録を行うものとする。

(支援の内容)

第4条 サポーターは、自らが保有するノウハウや資源等を活用して再生活動を支援する。支援は有償・無償を問わない。

2 実施する支援の内容、支援に伴う経費負担等、支援に関する事項については申請者とサポーターとの協議により決定する。

(サポーターの登録)

第5条 サポーターに関する登録及び職務等に関し必要な事項は別途定めるものとする。

(支援の申請、支援内容の通知及び支援の開始)

第6条 申請者は、第4条の支援を受けようとする場合、よこはまマンション・団地サポーター支援申請書(第1号様式)に必要な事項を記入し、市長に提出する。

2 市長は、提出された支援申請書の写しをサポーターに交付し、サポーターは当該案件に関する支援の可能性を検討の上、よこはまマンション・団地サポーター支援可能性確認書(第2号様式)を市長に提出する。

3 市長は、前項により確認された支援の可能性の有無等をよこはまマンション・団地サポーター支援可能性通知書(第3号様式)により申請者に通知する。その際、支援が可能であることを通知する場合には、サポーターの連絡先を合わせて申請者に通知する。

4 前項の通知を受けた申請者は、通知のあった日から2週間以内にサポーターの連絡先に連絡し、支援内容等の協議を開始する。申請者とサポーターとの間で合意がなされた場合は、サポーターによる支援を開始する。その際、登録申請書に記載された支援内容以外の支援を受けることも可能とする。

5 申請者は、前項の協議結果についてよこはまマンション・団地サポーター支援内容報告書(第4号様式)に記入し、協議完了から2週間以内に市長に報告する。

6 第4項における合意内容に関する契約行為等の必要性については、申請者とサポーターとの間で適宜協議、判断することとする。

(市長の役割)

第7条 市長は、円滑な運営を期するため、必要に応じて申請者やサポーターに対し、情報提供、助言等を行う。

(申請者の責務)

第8条 申請者は、本制度の趣旨を十分に理解し、不正に支援を受けてはならない。

(サポーターの責務)

第9条 サポーターは、本制度の趣旨を十分に理解し、誠実に支援を行わなければならない。

(免責及びトラブルへの対応)

第10条 市長は、当該制度に基づく支援によって申請者またはサポーターに発生した損害等について責任を負わない。

2 当該制度に基づく支援に関してトラブルが発生した場合、申請者とサポーターとの間で誠意を持って協議し、解決を図ることとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 申請者及びサポーターは、本制度により取得した個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務局)

第12条 本制度の事務局は横浜市建築局住宅再生課とする。

(業務の委託)

第13条 市長は、本制度に係る業務の一部を委託することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は横浜市建築局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

横 浜 市 長

(申請者)

マンション・
団地名

申請者（団体）名

団体所在地

代 表 者 職

(職)

・ 氏 名

(氏名)

連 絡 先

(電話)

(E-mail)

よこはまマンション・団地サポーター支援申請書

よこはまマンション・団地サポーター制度要綱に基づき、次の通り支援を申請します。

1 派遣を希望するサポーター名

--

2 支援を希望する理由（マンション・団地の課題や再生活動の取組状況等）

--

3 サポーターに支援を希望する内容（有償・無償の想定も記入）

--

4 その他留意事項（サポーターに予めお伝えしたい点等）

--

※分譲団地の管理組合または賃貸団地の所有者以外が申請する場合は下記にチェックを入れてください。

第3条2項3号に基づき、管理組合または所有者と本申請について共有済みです。

横浜市長

団体・部署名	
所在地	
代表者職・氏名	

よこはまマンション・団地サポーター支援可能性確認書

____年__月__日付けの支援申請について支援可能性の確認を行いましたので、次のとおり報告します。

支援可能性の有無	<input type="checkbox"/> ①支援できる可能性がありますので、その旨、申請者に通知してください。 <input type="checkbox"/> ②検討の結果、今回の申請内容については、支援が困難です。
留意事項 ※マンション・団地に対して伝えたい点等	
※以下は①の場合のみ 記入 連絡先部署名	
連絡先担当者名	
連絡先電話番号	
連絡先 E-mail	

※本様式の記入内容は申請者に通知されます。

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長

よこはまマンション・団地サポーター支援可能性通知書

よこはまマンション・団地サポーターによる支援可能性について確認しましたので、次のとおり通知します。

サポーター名	
支援可能性の有無	
留意事項等	1 留意事項 2 連絡先

横 浜 市 長

マンション・ 団地名	_____
申請者（団体） 名	_____
団体所在地	_____
代表者職 ・氏名	(職) (氏名)
連絡先	(電話) (E-mail)

よこはまマンション・団地サポーター支援内容報告書

____年__月__日付けで支援可能性の通知を受けたよこはまマンション・団地サポーターによる支援について協議を行いましたので、次のとおり報告します。

サポーター名	
サポーターとの協議結果 (支援の可否)	<input type="checkbox"/> 支援が行われることとなった。 <input type="checkbox"/> 支援が行われないこととなった。
※以下、支援が行われる場合に現時点での想定を記入 支援内容の概略 (別紙も可)	
支援に係る費用	
支援期間	年 月から 年 月まで